

国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(委員会)</p> <p>第8条 学府及び学部は、次の委員会を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 工学府・工学部研究・産官学連携委員会</u></p> <p>(6) 工学府・工学部国際交流委員会</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 工学府・工学部戦略企画委員会</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(委員会)</p> <p>第8条 学府及び学部は、次の委員会を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 削除</u></p> <p>(6) 工学府・工学部国際戦略委員会</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 工学府・工学部執行部会</u></p> <p>2 (略)</p>	

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日工規則第 4 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項第 12 号の改正規定は、平成 24 年 9 月 5 日から適用する。